

平成 22 年度 事業計画書

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日

社団法人 日本化学工業協会

目 次

I. 全体の事業計画	1
II. 委員会の活動計画	2
1. 総合対策委員会	2
2. 広報委員会	2
3. 国際活動委員会	3
4. 経済・税制委員会	4
5. 労働委員会	5
6. 技術委員会	6
7. 環境安全委員会	7
8. 化学品管理委員会	11
III. 自主事業の活動計画	14
日本化学試験所認定機構(JCLA)	14
IV. 関連組織の活動計画	15
1. 日本レスポンシブル・ケア協議会(JRCC)	15
2. 化学標準化センター	17
3. 化学製品 PL 相談センター	17
4. 危険品貨物情報室	17
5. 化学兵器／産業検証連絡会	18
V. 事務局共通事項	18
1. 情報化の推進	18
2. 職務能力の向上	19

平成 22 年度(社)日本化学工業協会事業計画書

I. 全体の事業計画

(社)日本化学工業協会(日化協)は、「産業と社会の共生・共栄」を基本理念に、化学産業の健全な発展を図り、もって我が国経済の繁栄と国民生活の向上に寄与することを目的として活動している。また、日本の化学産業団体を代表して国際化学工業協会協議会(ICCA)に参画し、世界の化学産業・工業会に共通する諸課題に自主的に取り組んでいる。

平成 21 年度の重要課題への対応は、以下のとおり。

- ・地球温暖化対応では、国際的には ICCA における「エネルギーと気候変動リーダーシップグループ」のリーダー国として、地球規模での化学産業の本課題に対する取組みを牽引するとともに、「温室効果ガス削減に向けた新たな視点—化学産業が可能にする低炭素化対策の定量的ライフサイクル評価」を発刊し、啓蒙活動を実行した。国内では、環境自主行動計画の目標達成を優先課題とし活動した。また、昨年に続き、日中省エネルギー・環境総合フォーラムにおける分科会の開催により、温暖化対策の鍵を握る技術の移転について前進を図った。
- ・化学品管理では、国際的には、レスポンシブル・ケア世界憲章と「化学品安全戦略(GPS)」の実施等国連の国際化学物質管理会議への対応を、欧州の化学品規制(REACH)に関しては、ワークショップや情報連絡会の開催などを通じユーザー対応を含め対応の充実を図った。また、改正化審法が円滑に機能するよう政省令改正等の検討内容について行政当局への意見具申活動を実施した。さらに、レスポンシブル・ケア(RC)活動では、アジア太平洋活動国際会議を東京で成功裡に開催した。
- ・広報活動では、国内外での化学産業のプレゼンスの向上を課題に、化学産業に対する社会全体からの信頼の維持・向上に資するためのコミュニケーション活動を行った。また、次世代の人材育成の観点から、「夢・化学—21」、「全国高校化学グランプリ」、「国際化学オリンピック」、「実験教室」などを通じ活動を推進した。
- ・公益法人制度改革に関しては、非営利性が徹底された一般社団法人認可申請のための新定款、機関設計を策定し、12月理事会にて承認を得た。

これらの実績を踏まえ、平成 22 年度は、以下の項目を重点課題とし、日化協事業目的の達成と会員ニーズの充足に向けた活動を効率的に推進していく。

- ・地球温暖化対応のさらなる推進
- ・化学品管理の充実
- ・環境・安全に係わる諸課題に対する内外での取組み対応
- ・ICCA 優先課題活動(エネルギーと気候変動、化学品政策と健康、RC)への対応
- ・広報・広聴活動の強化
- ・公益法人制度改革への対応

[※文中の英文表記については、次ページ以降の本文中で解説する。]

II. 委員会の活動計画

1. 総合対策委員会（事務局 総務部）

(1) 企画および運営の方針

化学産業団体として、政策提言や情報発信を図るとともに、化学産業に対する社会の理解と信頼を一層増進するため、各委員会とも連携して事業の充実、拡大に努める。また、日本を代表する化学団体として国際分野での活動に積極的に参画し、国際的プレゼンスを高める。

(2) 活動計画

平成 22 年度は 2 回の総合対策委員会定例会合を開催するとともに、内外の重要課題について必要に応じて随時会議を開催する。

また、下部組織である総合対策委員会幹事会および同ワーキンググループ(通称「部長会」)を適宜開催し、時々の案件に取り組む。

2. 広報委員会（事務局 広報部）

(1) 企画および運営の方針

国内外での化学産業のプレゼンス向上を目指し、国際活動、行政当局を対象とした活動、学会と連携した活動など、化学産業に対する社会全体の信頼の維持・向上に資する広報・広聴活動を積極的に展開する。また、あわせて業界としての政策提言や情報発信を進めていく。

(2) 活動計画

1) 化学産業の社会への貢献や日化協活動に対する理解の促進

- ① 日化協ウェブサイトの改訂
- ② マスメディアへの積極的な PR：ニュースリリース、取材対応、レクチャー、科学部長会との対話など
- ③ 定期刊行物の発行

2) 環境・化学品安全に関する広報・広聴活動の推進

- ① 「地球温暖化対応」への取り組みに対する理解促進
- ② 「環境・安全・健康に関する自主活動」への取り組みに対する理解促進
- ・ レスポンシブル・ケア活動に関する広報活動の体制整備と強化

- ・10周年記念行事など、LRI¹に関する広報
 - HPV²、JIPS³、安全表彰などについても、認知向上に向け適時的確な広報活動を行う。
- 3) 会員企業のニーズに即した広報・広聴活動の推進
 - ① 広報NETの充実と継続配信
 - ② 広報研修会の実施(年4回程度)および活動報告(年1~2回)
- 4) 化学業界他団体との連携強化
 - ① 化学業界団体広報連絡会の開催:各団体の広報活動やその方法などについて情報交換し共有化を図る(年2回程度開催)。
 - ② 教員向け研修会、工場見学会の開催:他団体と協力開催し、化学産業への理解増進を図る。
- 5) 世界の化学業界の一員としてのメッセージ発信
 - ① ICCA⁴ならびに海外関連諸団体との連携強化:「地球温暖化対応」や「化学品管理」など共通する諸課題に対する広報活動でのさらなる連携強化
 - ② 日化協ウェブ英語サイトの充実
 - ③ 世界化学年(IYC2011)への対応:「夢・化学-21」事業を記念行事として位置づけるなど
- 6) 次世代を担う青少年に対する広報活動の実施
 - ① 実験体験型の子ども向けイベント活動
 - ・「夏休み子ども化学実験ショー」の開催(8月21日(土)~22日(日)、日本科学未来館)
 - ・国立科学博物館での週末実験教室の実施(年10回程度開催)など
 - ② 次世代育成活動
 - ・「第42回国際化学オリンピック日本大会」の開催支援
 - ・「全国高校化学グランプリ」の開催、「国際化学オリンピック日本大会」への派遣
 - ③ 印刷物やウェブサイトによる化学・化学産業の啓蒙活動
 - ・「化学ミュージアム」のさらなる充実など

3. 国際活動委員会 (事務局 国際業務室)

(1) 企画および運営の方針

わが国化学産業の通商問題、中国を始めとするアジア問題に関し、国内外において国際交流を深め、情報・意見の交換とグローバルな協力関係を推進する。基本的には、通商課題、気候

¹ LRI : Long-range Research Initiative(長期自主研究)

² HPV : High Production Volume(高生産量化学物質)

³ JIPS : Japan Initiative of Product Stewardship

⁴ ICCA : International Council of Chemical Associations (国際化学工業協会協議会)

変動対応およびアジアにおける化学品管理課題を中心とした活動を行う。

(2) 活動計画

1) 通商課題(経済・税制委員会と連携)

- ① WTO⁵ 交渉、EPA⁶ 交渉の進捗に合わせ、タイムリーに行政当局に意見具申し、わが国化学産業の意向が反映されるよう努める。

2) 気候変動対応(技術委員会と連携)

- ① 「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」の日本開催での成果を具体化する。
- ② COP15⁷ 以降の国際動向を把握し、ICCA、IEA⁸ 等への働きかけを行う。

3) アジアにおける化学品管理(化学品管理委員会との連携)

- ① APEC⁹ の主催国として化学ダイアログの充実を図る。

4) その他アジア地域での活動

- ① AMEICC¹⁰ の継続した活動を推進する。
- ② JRCC と協力して APRO¹¹ の継続した活動を推進する。
- ③ 関係部門と協力して、アジア地域でのキャパシティ・ビルディングを積極的に推進する。

4. 経済・税制委員会（事務局 産業部）

(1) 企画および運営の方針

わが国の化学産業の活性化に向け、業界の要望を取りまとめ、平成23年度税制改正要望として行政当局などに提出してその実現に努めると同時に、環境税制などの議論については、関係委員会と連携して的確に対応していく。また、会員企業の経営判断に資するため、経済動向や関連情報の提供と講演会の開催などを行う。

(2) 活動計画

- 1) 平成23年度税制改正要望へ向けて、日本経団連や諸団体と連携を取りながら、企業税制に関する情報収集や化学業界への影響などの調査研究を行い、化学業界の要望を取りまとめ、9月度日化協理事会の承認後、財務省、総務省、経済産業省などに提出する。

⁵ WTO : World Trade Organization (世界貿易機構)

⁶ EPA : Economic Partnership Agreement(経済連携協定)

⁷ COP15 : Conference of Parties (気候変動枠組条約 第15回締結国会議)

⁸ IEA : International Energy Agency(国際エネルギー機関)

⁹ APEC : Asian Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力会議)

¹⁰ AMEICC : ASEAN Economic Ministers and METI Economic and Industrial Cooperation Committee
(日・ASEAN 経済産業協力委員会)

¹¹ APRO : Asia Pacific Responsible Care Organization(アジア太平洋レスポンシブル・ケア機構)

- 2) 化学産業に直接関係する国税や地方税などの関係法令や通達の改廃などに関する情報収集や調査研究を行い、迅速に、会員に提供する。
- 3) 経済動向および化学産業を取り巻く環境変化について、行政当局や調査機関などからの情報収集やその分析などを行い、日化協ウェブサイトや経済ネットなどを活用して、迅速に、会員に提供する。
- 4) 経済動向、経済や経営に関する時事テーマに関して、専門家などによる講演会や説明会を開催し、情報提供を行う。
- 5) 安全保障貿易管理を中心として、外為法に定められた規制の遵守および合理的運用を目的に外部団体を含めた意見・情報の交換を行い、必要な情報を会員に提供する。
- 6) 化学産業に直接関係する規制緩和に関し、国際交渉の進捗状況にあわせ、国際活動委員会と連携して、調査・研究を行い、行政当局などに要望を提出する。

5. 労働委員会（事務局 労働部）

(1) 企画および運営の方針

- ・ 人事・労務部門の次世代を担う人材育成事業として、「人事・労務スタッフ育成セミナー」を企画・実行する。
- ・ 昨年に引続き、重要課題に対してワーキンググループを設置して対応する。
- ・ 会員からの要請に対応して「労働条件等調査」統計を発行する。
- ・ 活発な法改正・立法化の動きに迅速に把握し、意見具申など適切な対応を図っていく。
- ・ 労働組合の諸団体との適切な関係を維持・発展させ、会員への支援を目指す。
- ・ 各種講演会の開催などを通じて会員へ迅速な情報の提供を行う。

(2) 活動計画

1) 人事・労務スタッフ育成セミナー

新講師を迎え、参加者相互の議論を重視し、より実践的な形式として、平成 22 年度もセミナーを実施する。

2) 重要課題へのワーキンググループ対応

平成 22 年度は「ホワイトカラーの生産性の向上」をテーマとして、調査、研究、提言を実施する。

3) 「労働条件等調査」統計

昨年ワーキンググループで実施した「労働条件等調査」の結果を、統計資料として、会員に提供する。

4) 労働法制見直し、行政施策への対応

会員への労働法制、指針などの見直し・立法化など情報を迅速に提供するとともに、化学産業として意見を反映すべく、行政当局へ働きかける。

5) 労働組合への適切な対応

日本化学エネルギー鉱山労働組合協議会(ICEM-JAF)化学委員会との労使懇談会の継続実施(第39回、40回)や労組主催のセミナーなどへ企画段階から参加し、講師派遣等も含め、連携を強化していく。

6) 会員への情報の提供

会員からのニーズ・問合せに的確に対応するとともに、適宜講演会を開催し会員企業へ有用な各種の情報を提供する。

- ・情報BOX(FAX)、日化協ウェブサイトでの最新情報提供
- ・講演会の開催(年間4回程度)
- ・労働関係各種調査

7) 行政当局、他団体と連携して次世代化学産業を担う技術系人材の育成支援に適切に対応する。

6. 技術委員会（事務局 技術部）

(1) 企画および運営の方針

- 1) 地球温暖化対応に係わる国内・海外の活動の積極的に参加し、多様な課題に対し、適切に対応する。
- 2) 化学産業エネルギー転換部門に係わる情報収集・分析を行い、多様な課題に適切に対応する。
- 3) 次世代化学産業の育成に向けた活動に積極的に参加し、会員の要請へ適切に対応する。
- 4) 日化協技術賞を主催し、化学技術の進歩向上と化学産業の技術開発振興を図る一助とする。
- 5) 化学標準化に関し、情報の整理、会員および対外的な関係部門からの要請に適切に対応する。

(2) 活動計画

1) 地球温暖化対応

- ① 目標年の2012年に近づいてきたが、日本経団連主催の「環境自主行動計画」鋭意推進するとともに、各企業の活動内容のフォローアップを行う。また、化学産業としてのポスト京都のポジションを化学産業団体との連携する中で、基本方針確立を急ぐ。
- ② 平成22年度は、東京開催が予定されている日中省エネルギー・環境総合フォーラムでの化学分科会を継続開催し、具体的な技術交流案件の増加を目指すとともに、APEC、AMEICC、APROなどの会合での情報発信を活発に実行していく。

- ③ 化学産業団体の連絡会を定例化するとともに、重要情報の共有化、情報発信の一元化を目指す。
- ④ 現在担当しているエネルギーと気候変動リーダーシップグループの議長国を継続担当し、欧米との協力を前提に、LCA¹²、ベンチマーク、各地域での法制度情報の共有化を図り、国内外での化学産業への貢献に努める。
- ⑤ 行政当局・日本経団連の委員会等に参加し、温暖化対応の法整備、法改正への情報を収集し、化学産業としての必要な対応を行う。

2) 電力部会

電力諸制度の調査分析および情報収集を柱に「電力の安定供給」や「環境保全」という視点を交えての課題についても調査研究を行う。

3) 次世代化学産業を担う人材の育成

関連した情報の収集、研究会への参加を積極的に実施し、必要に応じて、対応するワーキンググループ等の設置を検討する。初等、中等教育への会員による出前講義を共有化するとともに、大学からの通期講義等の要請へ体系的に適切に対応する。

4) 技術賞表彰

日化協技術賞のあり方について検討を行い、方針を決定する。

5) 知的財産、化学標準化

行政当局の関連部門と連携して、化学業界共通の課題、国際的な動向への対応について、体系的に検討し、取組みを進める。

6) その他

- ① 知的財産に関する課題についての外部からの要請について適切に対応する。
- ② 化学兵器禁止機関(OPCW¹³)からの研修生要請については、従来どおり適切に対応する。
- ③ 人材育成に係わる各種機関からの技術関連の要請については、適切に対応する。
- ④ 2011年世界化学年に関して、産業界としての支援のあり方を検討する。

7. 環境安全委員会（事務局 環境安全部）

(1) 企画および運営の方針

- 1) 化学工業における「環境・安全」に関する諸課題に対して、最近の動向の把握と会員への周知、化学工業界の立場と意見の反映および自主的活動の展開などを通じて適切な対応を図る。

¹² LCA : Life Cycle Analysis

¹³ OPCW : Organization for the Prohibition of Chemical Weapons(化学兵器禁止機関)

2) 「環境・安全」に関する諸課題の受け皿および対策の推進母体として環境部会、保安防災部会、労働安全衛生部会を適宜開催し、適切な対応を図るとともに、各個別のテーマについては、ワーキンググループなどで検討する。また、環境安全委員会全般および各部会に横断的に係わる重要事項については、必要に応じ運営幹事会で協議し、事業の推進を図る。

3) 化学物質管理については、グローバル化が進む中、環境安全委員会にある化学物質管理関係の部会、ワーキンググループなどを、平成 22 年度より化学品管理委員会へ移管し、国内外の統合管理を図ることとする。

なお、上記両委員会にまたがる化学物質管理に関するテーマが生じた場合は、相互に連携・協力し、適切な対応を図ることとする。

(2) 活動計画

1) 環境部会

行政当局および国内外の「環境」に関連した各種検討会、集計資料および法改正の動きに対して、内容の把握、周知を行うとともに会員の意見集約およびその反映に努め、適切な対応を図る。

<活動計画>

① 化学物質排出把握管理促進法(化管法)への対応

- ・化管法追加対象物質に関する政令などについて、会員へ周知を行い、適切に対応する。
- ・化管法届出量算出状況および届出外排出量算出方法見直し議論などに対し、適切な対応を図る。

② 水質、大気規制への対応

以下の項目に対して、適切な対応を図る。

- ・産業界への影響が懸念される 1,4 ジオキサンなどへの新たな排水規制強化の動き
- ・3 大湾における、新たな第 7 次水質総量削減専門委員会の検討進捗
- ・公害防止取組促進方策における罰則強化などの動き
- ・新たな「有害大気汚染物質指針値」設定などの動き

③ 自主行動計画活動の継続実施

- ・VOC¹⁴ も含めた PRTR¹⁵ 自主行動計画における自主管理活動の継続実施
- ・産業廃棄物の実態調査およびその削減に関する自主行動計画の継続実施
- ・産業廃棄物削減における今後の自主行動目標設定に対する適切な対応

④ その他の課題対応

¹⁴ VOC : Volatile Organic Compound(揮発性有機化合物)

¹⁵ PRTR : Pollutant Release and Transfer Register(化学物質排出移動量届出制度)

- ・「不法投棄等の支障除去等に関する基金」の在り方検討に対して適切に対応する。
- ・PCB¹⁶ 関連規制(ダイオキシン類の新たな発生源規制など)に対して、動向把握と適切な対応を図る。

2) 保安防災部会

行政当局および国内外の「保安防災」「安全輸送」に関連した各種検討会、集計資料および法改正の動きに対して、内容の把握、周知を行うとともに会員の意見集約およびその反映に努め、適切な対応を図る。

<活動計画>

① 事故防止に対する取組み

- ・最近発生した火災、爆発、漏洩などの事故に鑑み、事故防止の一層の強化および安全管理の向上を目指し、会員の自主保安対策上の取組みを積極的に支援する。
- ・平成21年度に引き続き、「事故情報の共有化シート」の活用普及に努める。

② 危険物関連対応

- ・消防法新規危険物候補物質検討の進捗および指定された場合の会員企業への影響に対して、消防庁などへ適切な対応を図る。

③ 危険物輸送に関する国内外の動向への対応

- ・陸・海・空の輸送に関する国内外の最近の動向を勘案し、平成 22 年度より危険物輸送サブワーキンググループをワーキンググループへ昇格させ、より充実した適切な対応を図る。
- ・UNCETDG¹⁷、IMO¹⁸などの国際機関の会議などに参加し、危険物輸送に関する国際動向を把握し、適切な対応を図る。

④ イエローカードの普及啓発

- ・当該カードの普及啓発に努めるとともに、容器イエローカード(混載あるいは少量輸送対象)の導入を促進する。

⑤ GHS¹⁹ 対応

- ・GHS 中の物理化学的危険性と危険物輸送に関して適切な対応を図る。

⑥ 化学プラント危機管理体制構築事業への対応

- ・国際テロの脅威を勘案して、経済産業省が検討を行っている当該事業(テロを想定した危機

¹⁶ PCB : Poly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)

¹⁷ UNCETDG : United Nations Committee of Experts on Transport of Dangerous Goods
(国連危険物輸送専門家委員会)

¹⁸ IMO : International Maritime Organization(国際海事機構)

¹⁹ GHS : Globally Harmonized System of classification and labeling of chemicals
(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

管理体制のマニュアル整備)の推進に対し、経済産業省と連携して適切な支援を行う。

3) 労働安全衛生部会

行政当局および国内外の「労働安全衛生」に関連した各種検討会、集計資料および法改正の動きに対して、内容の把握、周知を行うとともに会員の意見集約およびその反映に努め、適切な対応を図る。

<活動計画>

① 労働安全衛生法対応

・労働安全衛生に関する法令などの改正の動向を把握し、それに対して適切な対応を図る。

② 化学物質管理関連対応

・今後の労働安全衛生上の化学物質管理の方針について検討中である「化学物質管理の在り方検討会」(厚生労働省局長諮問)へ引続き参画し、会員の意見を集約の上、適切な対応を図る。

③ 会員企業の石綿製品代替化計画進捗を把握し、厚生労働省への報告など適切な対応を図る。

④ OSHMS²⁰ の普及、定着に対して適切な対応を図る。

⑤ 労働安全衛生実態調査の継続実施および内容の周知を図る。

⑥ 中央労働災害防止協会の「産業安全運動 100 年記念事業」推進に協力する。

4) 安全表彰会議

優れた安全成績をあげた日化協、JRCC の会員および会員関連事業所を表彰し、さらにその成果を広く発表し、業界全体の安全意識の高揚、安全対策の向上を図る。また、会員の事業所などに対して、無災害事業所申告制度の一層の普及を図る。

<活動計画>

① 今般改定した安全表彰制度に基づき、表彰候補の審査、選定を行うと同時に制度の普及、運用の改善に努める。

② 安全表彰事業所のトップ自らによる安全管理活動発表を行って頂くために、「安全シンポジウム」を開催する。

③ 無災害事業所申告制度の継続推進

²⁰ OSHMS : Occupational Safety & Health Management System(労働安全衛生マネジメントシステム)

8. 化学品管理委員会（事務局 化学品管理部）

(1) 企画および運営の方針

2006年国連環境計画においてSAICM²¹が採択されて以後、化学品管理については国際的規模で、リスク評価をベースとした管理と、サプライチェーンにおける化学品管理を目指すプロダクトスチュワードシップに基づいた化学品安全活動が国際機関および官民レベルで進められつつある。この流れに沿って日米欧を中心として各国は法規制を整備しつつあり（改正化審法、REACH、TSCA²²改訂など）、各国産業界も化学物質の安全管理への自主的な具体的取組みを推進しつつある。化学品管理委員会としては、このような動きにともなう諸課題に対し会員への支援体制を一層強化するとともに、ICCA²³レベルで推進されつつある「化学品安全戦略（GPS²⁴）」をJRCCとの連携のもとに新たな「ジャパン・イニシアティブ（JIPS²⁵）」として立ち上げ、国内での化学物質の自主的なリスク評価・管理活動を推進することとする。一方でOECD等の国際機関のプログラムへの取組みやLRI²⁶等の自主活動も一層充実する。

(2) 活動計画

1) ICCA 化学品政策と健康リーダーシップグループ（CP&H LG）活動の推進

- ① CP&H LG および四つのタスクフォース（「物質情報の収集と共有タスクフォース」、「活動指標と報告タスクフォース」、「キャパシティ・ビルディングタスクフォース」、「アドボカシータスクフォース」）への参加とGPS実施の推進
- ② キャパシティ・ビルディングについて、グローバルレベルでのワークショップ（WS）開催などを推進し、GPSの周知徹底を図る。

2) ICCA HPV²⁷ イニシアティブ

平成22年度は、以下の業務を重点課題とする。

- ① 日本企業が評価に参画している物質について、進捗状況の把握と報告書提出の促進
- ② ICCAのHPVイニシアティブの進捗状況のフォローと情報提供
- ③ 欧米のHPVを始めとする既存化学物質の評価に係わる諸活動のフォローと情報提供

3) LRIの推進

「リスク評価を基本とする化学物質管理における国内外の動向や、オミックス技術、IT技術

²¹ SAICM : Strategic Approach to International Chemicals Management（国際的化学品管理のための戦略的アプローチ）

²² TSCA : Toxic Substances Control Act(米国の有害物質規制法)

²³ ICCA : P3 参照

²⁴ GPS : Global Product Strategy

²⁵ JIPS : P3 参照

²⁶ LRI : P3 参照

²⁷ HPV : P3 参照

などの最新の技術動向の進展に鑑み、人の健康や環境に及ぼす化学物質の影響に関して化学産業界が抱える各種課題を解決するための研究をさらに強化していく」という基本方針のもとに、現状の「環境生物・生態影響」(内分泌かく乱作用を改称)、「神経毒性」、「発がん」、「免疫毒性」および「リスク評価の精緻化」の各分野において、「リスク評価手法に関する研究」、「ナノマテリアルの安全性評価に関する研究」、「動物代替試験法に関する研究」など今後注力すべき研究領域、課題に留意し、研究テーマを募集、採択して課題解決に向けた取組みを行う。具体的には下記項目を実施する。

- ① ICCA LRI 活動への参加による連携強化と日化協のポジション強化
- ② 平成 21 年度(第 10 期) 採択研究の推進
- ③ 平成 22 年度(第 11 期) 研究の募集と採択、研究モニタリング
- ④ 平成 23 年度(第 12 期) 研究募集準備
- ⑤ 日化協 LRI 10 周年記念事業の実施(平成 22 年 8 月を予定/LRI 広報活動の強化)

4) OECD²⁸ 化学品プログラムへの対応

ICCA/BIAC²⁹ の OECD 関連活動をフォローし、日本の化学産業界の意見を発信する。

- ① 既存化学物質の有害性評価、暴露評価に関するプログラムへの参画
- ② 新規化学物質登録制度の国際相互認証システムへの対応(新規化学物質クリアリングハウスなどへの参加)
- ③ OECD テスト・ガイドライン開発への対応(内分泌かく乱物質スクリーニング法、動物代替試験法など)
- ④ ナノマテリアルの安全性評価プログラムへの参画
- ⑤ その他諸問題の検討委員会あるいは専門家委員会への参画(化学物質安全性情報データベースの構築、QSAR³⁰ の開発、情報公開と CBI³¹ のバランス問題 など)

5) 「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム)」の推進

報告書提出を平成 23 年度末に終了すべく、政府と連携して下記事項を促進する。

- ① 未登録物質の登録
- ② コンソーシアムでの取組み支援とカテゴリー・アプローチ
- ③ 試験計画書、報告書の作成支援と提出

6) 日化協自主活動 JIPS の推進

²⁸ OECD : Organization for Economic Cooperation and Development (経済協力開発機構)

²⁹ BIAC : Business and Industry Advisory Committee (経済産業諮問委員会 OECD へのアドバイス組織)

³⁰ QSAR : Quantitative Structure-Activity Relationship (定量的構造活性相関)

³¹ CBI : Confidential Business Information

GPS Risk Assessment Guidance をベースとして、化学品管理委員会のリスク評価ワーキンググループ(RA-WG)が作成するリスクアセスメントガイダンス、および ICCA PS Guideline をベースとして、JRCC のプロダクトスチュワードシップ・ワーキンググループ(PS-WG)が作成するプロダクトスチュワードシップ・マネジメントガイダンスを統合して JIPS 実施ガイダンスとし、日化協と JRCC の協働により化学品のリスク評価・管理に係わる日化協自主活動「ジャパン・イニシアティブ(JIPS)」を立ち上げ、推進する。

7) ケミカルリスクフォーラムの充実

「リスク評価実務者養成を目的とした実習コースを含む実務者講習コース」として新たに開講する。

8) 化学物質管理に係わる法規制、諸基準などの行政動向の把握と対応

- ① 改正化審法への対応
- ② 「化学物質の安全性情報基盤整備事業」(経済産業省)への主体的参画
- ③ 海外法規制の動向把握と対応(台湾、中国などのアジア各国および欧米など)

9) GHS への対応

- ① GHS の導入・整備への対応(「GHS 対応ガイドライン」の改訂作業)
- ② 安衛法、化管法など法規制への GHS 導入・整備に対する対応
- ③ GHS における基盤整備の推進および普及のための教育、支援
- ④ 事業場内 GHS 表示制度化への対応
- ⑤ GHS 導入の国際動向の把握と対応

10) 新規課題への対応

市場に創出される新技術、新規化学物質の安全性問題への対応を図る。

- ① バイオモニタリング、ナノマテリアルなどの化学物質の安全性に係わる新規課題への対応
- ② 小児健康問題、動物代替試験法などの動向調査
- ③ 内分泌かく乱問題の動向調査 (環境省が進める ExTEND2005 への対応)
- ④ 新規課題に係わる OECD テスト・ガイドラインの動向把握

11) REACH 対応部会

REACH 対応部会では、REACH および新たに施行された CLP³² はその運用において、いまだ不明確あるいは未解決な部分も残されていることから、これらの解決や発生が予想される事態についても当局に対し引続き働きかけていく。また情報連絡会やワークショップの開催などを通じ、会員への情報提供、支援を実施するほか、以下の項目に取り組む。平成 22

³² CLP : Classification, Labelling and Packaging of Substances and Mixtures (物質及び混合物の分類、表示および包装)

年度は、REACH の登録期限や CLP の届出対応開始という状況のなかで各種支援体制のあり方についても見直しながら、合理的かつ効果的な対応を目指す。

- ① 日化協会員への情報提供とコンサルティング(CSA³³、CSR³⁴、登録、CLP 届出対応など)
- ② ECHA³⁵ など EU³⁶ 行政当局、WTO³⁷ などへの働きかけならびに ICCA 傘下の協会および APEC³⁸、アジア諸国などとの連携による課題解決、関係国内行政当局への意見具申、働きかけなど
- ③ 国内外におけるサプライチェーン、ユーザー対応(特に情報交換システムについて)
- ④ 関係する国内関係協会・工業会との連携、広報活動の充実
- ⑤ 支援組織体制の見直し、合理化と重点化

12) その他

- ① 関連する国際条約等のフォロー [ロッテルダム条約(PIC)、ストックホルム条約(POPs など)]

III. 自主事業の活動計画

日本化学試験所認定機構 (JCLA³⁹)

(1) 企画および運営の方針

1) JCLA ISO 認定事業の NITE⁴⁰ (IAJapan⁴¹)への移管

平成 21 年 12 月の第 132 回日化協理事会にて、JCLA の独立性と国際 MRA⁴² の問題および ISO 認定事業の採算性等の理由から、平成 26 年 9 月(最長)をもって NITE へ移管することが承認された。平成 22 年 5 月の日化協総会での最終承認を得た後、対外的には平成 22 年 9 月末で、ISO 認定事業を廃止するむね公表する。

2) JCLA の職員については、平成 22 年 10 月以降、基本的に NITE がそのまま引き継ぐ予定。

³³ CSA : Chemical Safety Assessment (化学品安全評価)

³⁴ CSR : Chemical Safety Report (化学品安全評価書)

³⁵ ECHA : European Chemical Agency(欧州化学品庁)

³⁶ EU : European Union (欧州連合)

³⁷ WTO : P4 参照

³⁸ APEC : P4 参照

³⁹ JCLA : Japan Chemical Laboratory Accreditation

⁴⁰ NITE : National Institute of Technology and Evaluation(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

⁴¹ IAJapan : International Accreditation Japan(NITE 認定センター)

⁴² MRA : Mutual Recognition Arrangement (相互承認)

- 3) MLAP 認定証の有効期限(平成 24 年 3 月 ; 必須)および ISO 認定証の有効期限(平成 26 年 9 月 ; 短縮努力)までの間、日化協にて予算処置と JCLA ウェブサイトの管理等の業務を継続する。

(2) 活動計画

1) 平成 22 年度上期 計画

ISO 審査 : 維持審査 24 件、再審査 8 件

MLAP 認定 : フォローアップ調査 9 件

- 2) ISO 認定事業の NITE への移管に伴い、認定試験所に対する適切な情報開示およびきめ細かいフォローアップを行う。

3) APLAC⁴³ 総会

試験所認定機関連絡会と連携して、平成 22 年 12 月に開催(大阪)される APLAC 総会の準備を行う。

IV. 関連組織の活動計画

1. 日本レスポンシブル・ケア協議会 (JRCC⁴⁴)

(1) 企画および運営の方針

平成 22 年度は、RC 中期計画(2009-2011)の 2 年目であることから、初年度の課題の整理をした上で、次年度以降への実行計画に反映していく。

(2) 活動計画

1) プロダクト・スチュワードシップ(PS)の一層の強化、推進

世界的な化学物質管理のさらなる充実が求められる中で、日化協と緊密に連携を保ちながらレスポンシブル・ケア(RC)世界憲章に謳われている PS のより一層の強化に努める。具体的活動として、日本版 PS ガイダンスを策定し、会員の PS 実践を支援する。

2) 国際化学工業協会協議会(ICCA)の RC リーダーシップグループ(RCLG)との連携による活動

① 化学品政策と健康リーダーシップグループのキャパシティ・ビルディングタスクフォースと連携し、アジア地区における PS ワークショップを共同で開催。

② アジア太平洋レスポンシブル・ケア機構の事務局長を継続して務めており、活動の活性化

⁴³ APLAC : Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation(アジア太平洋試験所認定協力)

⁴⁴ JRCC : Japan Responsible Care Council

を図るとともに、次回アジア太平洋レスポンシブル・ケア会議開催に向けての準備を進める。

- ③ 政府関連機関との連携によるキャパシティ／ビルディング：アジア地域での RC の普及や化学品管理政策の策定・実践を支援するため、現地あるいは国内での研修開催や講師派遣などを、積極的に行う。

3) 検証活動の充実による説明責任の遂行

- ① 検証活動の向上を目的として、新検証員の採用、現行検証員の能力向上を図る。
- ② RCLG で検討中のグローバル検証制度への適切な対応。

4) RC 活動の継続的な改善推進と普及

- ① 会員交流会、勉強会の企画立案：分科会方式を踏襲し、会員各社が抱えている問題点の共有化と討議の深化により、解決方法を探る方式を継続する。また勉強会は会員各社の RC 活動のレベルアップとなる内容を選定し、施設の見学会なども含めて企画する。
- ② RC ベストプラクティスの共有推進：参加者が成果を共有できるよう、分科会方式の活動とし、RC 表彰制度の成果を共有化できるように努める。
- ③ 会員のグループ企業登録の積極的推進し、活動の裾野を広げる。

5) RC 活動の社会に対する認知度のさらなる向上

- ① 認知度向上のための方策：報告書報告会、地域および市民対話、PS 活動(バリューチェーンを通じた活動)および広報活動などの場において、認知度向上に努力する。
- ② 報告書ワーキンググループ：報告書をより幅広いステークホルダーの評価を目指して、会員外の重要ステークホルダーの RC 報告会への参加増、新聞・雑誌などの広報活動をさらに幅広く展開する等に努める。
- ③ 対話ワーキンググループ

a. 地域対話：15 地区を 2 年で一巡を継続。また、地区代表幹事会において、各地区における対話の進め方の改善についての意見交換を促進し、問題点とその解決法について共有化する。平成 20 年度より開始した個別対話補助制度の周知と充実に努める。また、主催者たる会員のスキル向上のための「リスクコミュニケーション研修会」を継続する。対話ワーキンググループ委員も地域対話に参加し、対話の進め方について地区の幹事にアドバイスを行う。

b. 市民対話：相互理解拡大のためにテーマ選定に工夫を凝らすとともに、平成 20 年度から始めた小中学校教師との対話会合の定着を図る。

2. 化学標準化センター

(1) 企画および運営の方針

国内外の標準化活動における化学業界共通課題の検討および取組みを行う。また、化学分野における標準化活動の推進を図るために、国内外の標準化情報の収集を行い、会員へ提供する。

(2) 活動計画

- 1) 日本工業規格(JIS)策定・改廃および ISO/IEC 規格の審議・提案の実施または支援
 - ① JIS の策定・改廃：日化協が原案作成団体となっている JIS の維持管理は、5 年毎の定期見直し作業に併せて、適宜検討し、作業を行う。
 - ② ISO 規格の審議・提案の実施：ISO/TC47（化学）の国内審議団体として、ISO/TC47 が策定した ISO 規格の維持管理などの日本としての対応を検討する。ISO/TC47 の国際幹事として、化学分野の国際標準化活動を推進する。また、各種国内対応委員会に参加し、化学産業の意見の反映を図る。
- 2) 標準化活動に関連する情報の収集、提供

国内外の標準化活動の動向、最新事案等については、迅速に収集・配信を行う。
- 3) その他

標準化活動における共通の課題の解決のための国や国際機関への提言を適切に行う。

3. 化学製品 P L 相談センター

平成 21 年度に引続き、運営協議会やサポーターティングスタッフの指導・助言のもとに、日化協広報部および環境安全部ならびに JRCC などと連携して、化学製品による事故・苦情の相談や問合わせに対応する。また、当センターに寄せられた相談事例などを毎月ウェブサイト (<http://www.nikkakyo.org/plcenter/>) で公開し、業界関係者、関係省庁などに消費者の意向や使用の実態などを伝えるとともに、消費者に対しては化学物質・化学製品に対する正しい理解の促進を図ることによって、化学製品による事故の未然防止・再発防止に努める。

4. 危険品貨物情報室

米国の9.11テロ事件発生以来、まだ不安定な情勢が続いており、危険物航空貨物については、依然として社会的関心が高い状況にある。また、航空貨物における輸送形態の多様化および危険有害性を有する化学製品の種類および量の増加に加え、最近の国内危険物航空貨物輸送における不祥事などを勘案すると、その安全輸送への配慮がますます重要となってきている。

このような背景を踏まえ、平成22年度も危険品航空貨物情報に関する相談業務を継続し、さ

らに当該業務内容に関する広報活動を通じて、会員の拡大に努め、航空貨物輸送の安全の確保に貢献する。

5. 化学兵器／産業検証連絡会

平成21年度に引続き経済産業省、OPCW⁴⁵からの情報を収集し、必要に応じて連絡会開催により、情報交換・提供を行う。

V. 事務局共通事項

1. 情報化の推進

(1) 企画および運営の方針

- 1) 日化協で使用している情報システムの維持、更新を行うとともに、さらなるセキュリティの強化に注力する。
- 2) 広報部と連携し、日化協ウェブサイトを中心に、会員、一般向け情報提供サービスの質の向上に努める。
- 3) 住友不動産六甲ビル入居化学関係団体に利用している共用ネットワークの有効利用を図る。

(2) 活動計画

- 1) 円滑な事務局業務遂行のため、情報システムの設計、管理、運営を行う。
- 2) 各種データの安全な保存、必要なデータが簡単に検索、利用できるシステムの構築を行う。
- 3) 日化協の活動・講演会などを、日化協ウェブサイトを通じ積極的に紹介する。
- 4) 各種調査報告やレポートなどの電子化を促進し、ウェブサイトで公開するだけでなく、必要に応じ、CD-ROM、DVDなどのメディアでも提供する。
- 5) 電話会議システム、通訳システムなど国際連携に対応したシステム整備を行う。
- 6) 通信費の削減に向け回線種別、契約等の見直しを行う。
- 7) 団体会員に対する情報化システムおよびセキュリティ対策に関するサポートを行う。
- 8) ネットワークを共有している住友不動産六甲ビル入居化学関係団体間で、より一層のネットワークの有効利用を検討する。

⁴⁵ OPCW : P7 参照

2. 職務能力の向上

(1) 職務能力の向上

事務局業務を効率的に遂行し、確実な業務成果とするため、日化協内外の関係部門と十分な情報交換や意思疎通を図り関連知識を拡大するとともに、担当業務の習熟に努め、職員の職務能力の向上を図る。また、専務理事および常務理事による職員との定期面接を通じ、業務目標の設定と評定など、業績評価制度の一層の充実を図る。

(2) 小グループ活動による生産性の向上

オフィスの生産性向上を目指し、平成 20 年に発足した「働きやすいオフィスワーキンググループ」活動を継続実行する。